

《基本目標》

～ささえあいとたすけあいの心をはぐくみ 豊かで明るい地域社会をめざそう～

1. 社会福祉協議会（社協）とは

（社会福祉法第109条に基づき、地域住民と福祉のまちづくりを進める営利を目的としない**民間の組織**です）

2. 社協活動内容

「宮津市社協行動指針」で定めた、**5つの個別目標**の取組みを通じて、《基本目標》の達成を目指します。

① 地域をよくする

「住民主体の取組みを支える」「地域課題解決に向け取組む」「居場所を広げる」
などを大切にしながら取組みます。

1) 地区支会活動等の支援

地域福祉活動の基盤である地区支会は、宮津市14地区すべてに、住民主体の福祉活動に取組んでおり、主に次の取組みに対し支援を行っています。

- 支会活動費助成（支会活動助成）
- ふれあいサロン活動（公民館等を利用した居場所や仲間づくり活動の実施）
- 支会活動補助事業（集い、研修会、見守り活動、生活支援等の活動補助）
- 地区支会独自の取組み（グラウンドゴルフ大会、福祉学習会、お見舞い配布事業等）
- 災害ボランティアに関すること（訓練・研修会・勉強会の開催）
（災害ボランティアセンターの運営、被災地へ職員やボランティア派遣や街頭募金等の実施）



2) 生活支援体制整備事業（第2層協議体）の実施

団塊の世代が75歳を迎える2025年を目途に、住まいを中心に医療、介護、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村を中心に生活支援と介護予防を進めています。

- 宮津市民・いきがい助け合い基金（新規立ち上げに係る助成金制度）
- 住民学習会（地域の福祉問題について意見交換会）
- 地域活動に関する意見交換、研修の実施
- ささえあい通信の発行（2回/年）

3) 居場所づくり事業（みんな、おいでえなあ）

宮津市地域ささえあいセンターを会場に①「地域の方が楽しみや交流の機会が持てる場」②「様々な福祉課題を抱える方が集える場」③「社会参加促進の場」として、地域の方が主体となって、毎月様々なメニューで事業を実施しています。



4) 認知症カフェ「はままちカフェの開催」

毎月1回（第3木曜日）、ミップル4階コミュニティルームで、認知症の方等を抱える家族の方を対象に、お互いの悩み等を相談する場として事業を実施しています。

5) 就労準備支援事業（新規）

すぐに働くことが難しい方に対して、就労に向けた基礎的な力を段階的に身につける取組み

6) 共同募金・歳末たすけあい運動の実施

- 共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金を財源に、各種団体等への助成金交付）
 - ・ みんなの力で！自分の街をよくするプロジェクト（既存の地域活動の継続・拡充に係る助成金）
- 歳末たすけあい募金運動（新年を明るく迎えるための歳末たすけあい運動）
 - ・ 高齢者見守り支援事業（80歳以上の高齢者世帯等へ品物等の宅配）
 - ・ 障がい児・者支援事業（希望される市内の障がいの方を対象に品物等配布）
 - ・ ひとり親家庭支援（ひとり親家庭の交流事業）ほか

② 一人ひとりを支える

「在宅生活を支える」「自立を支える」「権利等を守る」などを大切にしながら次の取組みます。

1) 福祉なんでも相談窓口の開設（日頃から市民の方や関係者の方から相談を受けています）

- 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者（世帯）の相談窓口を開設）
- 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）
（認知症、精神・知的障がい者等、判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理などを行うサービス）
- 生活福祉資金貸付事業（特例フォローアップ事業含）（低所得者世帯などへ資金の貸付）
- 家計改善支援事業（新規）家計の状況を整理し、無理のない生活設計をサポートする取組み



2) 在宅サービス事業

- 暮らしのかけ橋（住民参加型在宅福祉サービス事業）
（既存サービス等の隙間やちょっとした困りごとをお手伝いするお互いさまの取組みです）
- 外出支援サービス事業（福祉有償運送事業）
（1市2町内の医療機関への自宅から病院間の送迎通院サービスです）
- 訪問理容サービス事業（理容店で散髪が困難な寝たきり等の方で、年3回利用できます）
- 福祉用具の貸出し事業（車イスなど福祉用具の無料貸出し）



3) 在宅福祉事業の拡充

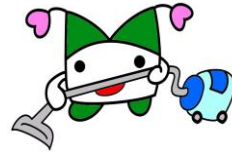
在宅利用者へ介護保険サービス等公的なサービスを提供しています。また障害者総合支援法に係る指定事業所で、障害がある方へのヘルパー派遣や視覚障害の方の外出を支援するサービスを提供しています。

4) 介護保険事業等の推進

- 訪問介護事業（訪問介護相当サービス）（自宅でホームヘルパーによる身体介護・家事援助等）
- 通所型サービスA（きらりん）（健康づくり（介護予防）筋力低下予防ストレッチ体操 等）

5) 障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法に基づく福祉サービス）

- 障害福祉サービス事業（同行援護事業）（目が見えない方の外出の付添い・介助）



③ 人材の育成

「福祉への関心や理解」「参加の機会がある」「人材確保の取組み」などを大切にしながら取組みます。

1) 宮津市ボランティアセンターの活動

宮津市におけるボランティア意識の向上とボランティア活動の普及を目的に、さまざまな分野でボランティア活動等の相談や支援を行なっています。

- ボランティアの育成・発掘（ボランティア養成講座等の開催）
- ボランティアグループの支援（ボランティア連絡協議会、活動支援、研修会、保険の加入など）
- 福祉協力校の支援（市内の保育所（園）、小中高等学校を支援）
 - ・福祉教育支援（車いす、アイマスク体験、講話を通して相手をおもいやる気持ちを育む）

④ 繋がりづくり

「顔が見える関係づくり」「連携・協力体制づくり」などを大切にしながら取組みます。

1) 各種団体との連携

- 地域住民や団体、ボランティア、事業所、企業等との連携
- 宮津天橋立旅館協同組合との連携（観光ボランティア）（観光時の介助等）
- 社会福祉法人との連携事業（市内10法人の協力連携づくり）
- 宮津市ボランティア連絡協議会事務局 / 宮津市老人クラブ連合会事務局

2) つなぐ資源・ひろがる子育て支援事業（新規）（企業等とのつながりづくり）

3) 第2回つながるフェスタの開催（再開）



⑤ 組織づくり

「組織経営を考える」「情報の発信」「働きやすい職場づくり」などを大切にしながら取組みます。

1) 広報活動（広報活動を通じて、見える社協づくりを進めています）

- 社協・ボランティアだより（年4回（4・7・10・1月発行））
- ホームページ、フェイスブック、公式LINE、インスタグラムの開設
- マスコットキャラクター「みやっぴー」の活用（ファンクラブ会員の結成、グッズづくり）

2) 宮津与謝地方社会福祉協議会連絡協議会の取組み（宮津市・伊根町・与謝野町社協）

3) 宮津市地域ささえあいセンターの管理運営（団体等への貸し会場、災害時避難所）

4) きょうと福祉人材育成認証制度の取組み（職員研修会の開催）

5) 第2期財政健全化・経営安定化計画の遂行（R7.4月～R10.3月末）

6) 宮津市社会福祉協議会 経営委員会の開催

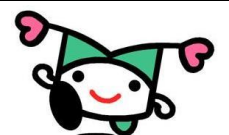
7) 財源

- 社協会費（普通会費、賛助会費、特別会費、団体会費、施設会費）
- 寄付金
- 募金（共同募金配分金・歳末たすけあい募金・歳末たすけあい街頭募金）
- 補助金、委託金
- 介護保険等事業収入

(その他活動写真)



(名称) 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会
(住所) 〒626-0041 宮津市字鶴賀 2109 番地の2 宮津市地域ささえあいセンター内
(電話) (総務・地域課) 0772-22-2090 / (事業課) 22-4165(介護・入浴)
(FAX) (総務・地域課) 0772-25-2414 / (事業課) 22-1200
(メール) miyazu294@io.ocn.ne.jp



(みやっぴー)